11 各特別選考についての詳細

各特別選考の資格要件については、次の事項に注意してください。

なお、特別選考③ウを除き、勤務経験の期間は月単位で通算します。例えば、1日でも任用のあった月は 1月の勤務経験として取り扱います。ただし、同じ月の中で前の任用の終期と次の任用の始期がある場合は 1月として取り扱い、重複して通算しません。

(1) 特別選考(1)(教職経験者)

- ア 国公私立学校とは、学校教育法第2条第2項に規定する学校です。日本人学校等の在外教育施設は含まれません。
- イ 「受験する校種等・教科の免許状を所有し、かつ同一の教職経験」とは、受験しようとする校種等・ 教科の免許状を取得した後に、その免許状を根拠にして勤務した教職経験のことを指しています。
- ウ 小学校、中学校、高等学校の特別支援学級での教職経験は、それぞれ小学校、中学校、高等学校の各 教科の教職経験として取り扱います。
- エ 特別支援学校教諭免許状以外の免許状を取得した後に、特別支援学校で勤務した経験がある場合は、 小学部での経験は小学校の、中学部・高等部での各教科の経験はそれぞれ中学校・高等学校の各教科の 教職経験として取り扱います。
- オ 神奈川県内公立学校(県内政令指定都市立の学校を<u>含む</u>)の臨時的任用職員としての勤務経験に基づき 特別支援学校を受験する場合
 - (ア) 特別支援学校での勤務経験については、特別支援学校教諭(盲·聾·養護学校教諭)免許状の所有の有無を問いません(ただし、教科専門試験は「特別支援学校」の受験となります)。
 - なお、特別支援学校教諭(盲・聾・養護学校教諭)免許状を所有していない人には、採用後、できるだけ早い時期に特別支援学校教諭免許状を取得していただきます。
 - (イ) 特別支援学校教諭(盲・聾・養護学校教諭)免許状を取得した後の小学校、中学校、高等学校の特別支援学級での教職経験は、特別支援学校での教職経験として取り扱います。

(2) 特別選考③ア(法人格を有する民間企業、官公庁等(以下「企業等」という。)に勤務経験を有する社会人 経験者)

- ア 「常勤社員・職員」とは、企業等において、フルタイム勤務で、月給制(年俸制)により給料を受けている社員・職員を想定しています。非常勤勤務若しくは日給又は時間給の場合は該当しません。
- イ 学校教育法第2条第2項に規定する学校における教員としての勤務経験は除きます。
- **ウ** 合格後(10月下旬以降)に、所定の様式で職歴証明書を提出していただきます。受験申込時に申告した 内容に満たない証明書が提出され、資格要件を満たさないと判断された場合は、採用されません。あら かじめ、証明を受ける企業等から資格要件を満たす内容の証明書が発行されることを確認しておいてく ださい。
- エ 勤務していた企業等が統廃合等により無くなっている場合は、その組織を引き継いでいる企業等から 証明を受けられることを確認しておいてください。証明書を発行できる企業等がない場合は、採用され ません。資格要件は証明書をもって確認しますので、年金の加入記録等は受け付けません。

(3) 特別選考③ウ(受験する校種等・教科の教員普通免許状を所有していない社会人経験者 高等学校水産 (機関・航海))

ア 資格要件等

平成29年3月31日現在、三級海技士(機関)又は三級海技士(航海)の資格を有し、その資格に基づく 実務経験が3年以上あり、教育職員免許法第5条第3項による特別免許状(※)の申請が可能な人

なお、既に他の校種等・教科の教員普通免許状を所有している場合は、免許更新制等により平成30年3月31日までにその所有する教員免許状の更新等ができないと採用されませんので、ご注意ください。 ※ 特別免許状は、教育職員検定に合格した人に授与されるもので、教育職員検定とは、受検者の人

※ 特別免許状は、教育職員検定に合格した人に授与されるもので、教育職員検定とは、受検者の人物、学力、実務及び身体の各項目について書類審査を行い、合否を判定するものです(教育職員免許法第6条第1項)。

イ その他

教員普通免許状を所有していない人で、次の(ア)又は(イ)の条件に該当する人は、教員普通免許状を申請できる可能性がありますので、県教育委員会教育局行政部教職員企画課免許グループ (電話 045-210-8140)までご相談ください。

- (ア) 三級海技士(機関)又は三級海技士(航海)の資格を所有し、かつ、船舶に関し実務経験が5年以上
- (イ) 第一級総合無線通信士又は第一級陸上無線技術士の資格を所有し、かつ、無線通信に関し実務経験が3年以上

(4) 特別選考④(スポーツ・芸術実績者)

音楽、美術、保健体育の教科に関する、高等学校以降の特別に優秀な実績(平成21年4月1日以降の実績に限る)があり、学校教育活動に活かせると神奈川県教育委員会が認める人は、この選考区分で受験ができます。

「特別に優秀な実績」とは、スポーツ分野では下記の種目で、全国大会の個人成績3位以上又は団体成績2位以上、芸術分野では、全国規模のコンクール等で個人成績3位(相当)以上又は団体成績1位(相当)以上を目安にしています。資格要件を満たすか否かについては、事前に審査を行います。

なお、種目(部門)、大会(コンクール)規模、参加人数等によって、資格に該当しない場合は、一般選考での受験となります。審査の結果は、郵送で通知します(6月中旬頃)。

- ※ 証明書類等の原本は、第1次試験当日に持参してください。
- ※ スポーツ分野の対象種目

陸上競技、水泳、バレーボール、バスケットボール、ソフトテニス、体操、新体操、ラグビー、バドミントン、サッカー、ハンドボール、相撲、卓球、ソフトボール、剣道、柔道、登山、弓道、テニス、ボート、ボクシング、レスリング、ホッケー、ヨット、フェンシング、スケート、スキー、ウエイトリフティング、アーチェリー、自転車、空手道、アメリカンフットボール、ライフル射撃、ダンス、少林寺拳法、カヌー、なぎなた、ボウリング、野球、アイスホッケー

(5) 特別選考⑤(英語資格所有者)

スコアや級については、出願時に要件を満たし、かつ第1次試験時に有効なものに限ります。 ※証明書の原本は、第1次試験当日に持参してください。

(6) 身体障害者特別選考について

神奈川県では全国に先駆け、障害の有無にかかわらず、様々な課題を抱えた子どもたち一人ひとりのニーズに、適切に対応していくことを学校教育の根幹にすえた「支援教育」の推進に取り組んできました。

身体に障害のある人が教員として教壇に立つことは、「支援教育」をさらに進めることのみならず、子どもたちに対する極めて高い教育的効果が期待されることから、身体に障害のある人を教員として積極的に採用するための特別選考を行います。

ア 募集対象・募集人員等

本年度募集の全ての校種等・教科を対象とし、10 人程度(募集人員の全体数 に含まれる)。

イ 試験の特例

「一般選考」と同様の試験を行いますが、選考は「一般選考」とは別に行います。試験の実施にあたっては、必要に応じて点字、拡大文字、手話通訳者の準備や会場の配慮をします。また、障害の種類や程度によって実技試験の一部を免除し、代わりに他の試験を行うなどの対応も行います。

なお、身体に障害のある人であっても身体障害者特別選考の選考区分での受験を希望しない人については、他の選考区分での受験も可能です。この場合についても身体障害者特別選考と同様の配慮をしますので、申込みと同時に要項P1の連絡先へ連絡してください。

ウ 受験資格

P2、3のとおりです。

※身体障害者手帳は、第1次試験当日に持参してください。

エ 採用後の配置

障害の種類や程度を勘案して配置します。